

オランダ型ワークシェアリング

- Flexicurity (安全保障を伴った柔軟性) -

ワッセナー合意 (1982年)

1980年代初頭、 オランダの危機的経済状態

1980年代初頭、オランダの危機的経済状態

外的要因：国家経済赤字

- 通貨高（ギルダー）の影響で、輸出中心の国家経済が壊滅的状态に（GDPの50%を輸出産業が担っていた。）
- 労使交渉による年々の賃金引上げ

内的要因：国家財政赤字

- 社会保障費の増加が国家財政を圧迫。
- 約20%の生産年齢人口が何かしらの社会保障費に依存（失業保険、生活保護等）
→GDP対比66%に増加
- 失業率の悪化(12%超/1982年)
- 納税による財政収入の減少

オランダ病

ワッセナー合意の要旨

短時間且つ柔軟な就業時間の導入及びパートタイム社員の保障正規化で、より多くの労働者を保護する。

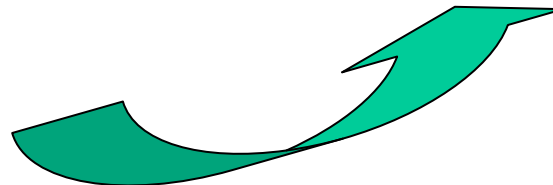
雇用者・労働組合の協力体制を確立し、賃金の抑制を行う。

公務員の賃金形態を引き下げ、財政の建て直しを実施。

失業保険手当、障害者保険手当を引き下げ・審査厳格化による社会保障改革を実施、よりパート・派遣社員への保障を拡大

法人・個人減税を行い、国際競争力を高める投資を活発化

職業訓練や企業内教育を促進し、就業人口の底上げを実施



ワッセナー合意の結果

ワークシェアリング・改革の結果：

- 失業率改善、20年で10%近く
(12 to 2.7/1981-2001)
- 就業人口増加による、所得税・消費税収入の増加
- 女性の労働市場への参画を加速、
育児・介護に関わる男性のかかわりも促進
- 収入ではなく、就労環境や専門性に基づいた
就業採用進む
 - 国際競争力の強化
 - パートタイム専門職評価向上
- 柔軟な雇用形態と個人の労働に対する選択肢を拡大
 - 学生等、37%以上の労働者人口が、
週35時間未満のパートタイム就業形態を選択
- パートタイム、派遣就業労働者の就労を活発化させる、
民間派遣事業者の活性化

Flexicurityの促進 (安全性を伴った柔軟性)

派遣事業関連法案：

- 1987：派遣労働者に関する労使合意
- 1999：雇用の柔軟性と保障に関する法律
(Wet Flexibiliteit en Zekerheid)：
- より柔軟な雇用形態の選択肢の確保
(時間・職責のシェアリング)
 - 特定柔軟派遣雇用契約の導入
 - 派遣労働者の残業保障の確保、36ヶ月間後の
正規雇用契約を結ぶ権利の保障
- 1998：労働者派遣に関する法律 (WAADI)
- 人材派遣の自由化
(派遣事業ライセンスの確立、派遣期間制限の撤廃)
 - 派遣先・派遣元責任の明確化
 - 正規・パート(派遣)社員間の社会保障・賃
金の均一待遇化

オランダにおける派遣労働者の労働市場への貢献

派遣労働の市場への貢献：

- 国際競争力の促進
- 失業状態から雇用への切っ掛け
- 相応しい職業訓練により、労働者のエンプロイアビリティ（雇用されるに相応しい能力）
- 非雇用状態にある生産年齢人口の労働市場への参画を促進（低スキル労働者、女性等）
- 労働者個人のニーズに合わせた、柔軟且つ質の高い労働形態の確保

必要となる協力体制：

- 経済危機、企業都合の解雇の際の労働者ほどの為の、セーフティネット制度の確立
- 官民協力での、職業訓練・雇用支援協力体制を確立
- 政府、雇用主、民間派遣事業者による安全且つ柔軟性の高い派遣事業形態の確立（待遇、派遣期間）
- 女性や非雇用の生産年齢人口の労働市場参画を促進